

の「半周辺」性をどう捉えるかという問題である。これは、英語化がマレーシアと世界にどのような新しい考え方や仕組みをもたらすのかという関心と関連している。上でまとめたように、第7章の議論ではマレーシアの「半周辺」性がやや否定的に捉えられているように感じられる。しかし、マレーシアが高等教育だけでなくハラル認証やアブラヤシ生産などの分野で世界の国々から注目されていることは、マレーシアがグローバルなルールにあわせてさまざまな分野の「品質保証」で成果を挙げつつあることを示している。ルールは重要だが、ルールがあるだけではものごととは動かない。ものごとを動かすには強制力も重要だが、それ以上に重要なのはよい品質を維持することである。マレーシアはルールを作るのではなく、ルールに乗せる品質保証に力を注ぎ、マレーシアが作るものが世界で利用されることで、結果として世界の標準に影響を与えている。これはマレーシアが自らの「半周辺」性を積極的に捉えて世界に働きかけたことの表われと言えるように思われる。

「国語か英語か」の対立を「ブミプトラ対非ブミプトラ」に重ね、さらに「政府対民間」を重ねて見るならば、非ブミプトラによる民間カレッジがさまざまな工夫を重ねたにもかかわらず、ブミプトラへの対応を優先した政府によってそれらの工夫が台無しにされたという理解が導かれ、「半周辺」性を消極的に捉える立場と重なることになる。これは半島部マレーシアの都市部に住み英語の運用能力が高い社会階層の間でしばしば聞かれる語りであるが、地方に暮らし英語の運用能力が高くない人も含めて国民全体を見るならば、「国語か英語か」の対立と「ブミプトラ対非ブミプトラ」「政府対民間」には重ならない部分も大きい。

さらに、国民以外の居住者にも目を向けると、マレーシアにはフィリピンのようなアジアの英語圏の出身者も多い。英語が国籍や民族性を超える道具になるとすれば、英語化は多民族・多国籍のマレーシア社会をどのように変えていくのだろうか。そして、それへのマレーシア社会の対応は、世界にどのような新しい考え方や仕組みをもたらすのだろうか。マレーシアが世界に発信する価値を考える上で重要な手がかりを提供してくれた本

書の意義を受け止めるためにも、本書の対象外とされた人々を含めたさまざまな立場から本書の提起した議論が検討されることが期待される。

(山本博之・京都大学地域研究統合情報センター)

瀬戸裕之、『現代ラオスの中央地方関係——県知事制を通じたラオス人民革命党の地方支配』京都大学学術出版会, 2015, xi+358p.

本書は、ヴィエンチャン県を事例にラオス人民革命党（以下、党）が県知事制を通じてどのように地方を支配しているのか、そのメカニズムを明らかにしようとする。ラオスの政治・行政の実態を把握する上で、県知事の権限と地方行政メカニズムの解明は長年鍵とされてきた。しかし一党独裁体制下のラオスでは、情報へのアクセスや政治に関する調査の困難さから十分に研究がなされてこなかった。本書の特徴は、著者が党や政府機関での長年にわたる聞き取り調査や党・政府文書に基づき、論述を行っている点にある。したがって本書には、ラオスの政治・行政を知る上で貴重な情報が詰まっている。

ラオス研究は東南アジア研究の中でもっとも遅れた分野といっても過言ではなく、特に政治を専門とする研究者は著者を含め世界に数人しかいない。ラオス政治についてはこれまで歴史や経済の専門書、また援助機関の報告書等で部分的に触れられてきたが、専門的学術書が単著として公開されたのはおそらく本書が初めてであろう。その意味でも本書はラオス研究の発展に資するものといえる。

とはいえ本書は方法論と論述面でいくつかの問題を抱えている。特にヴィエンチャン県の単一事例から党の地方支配メカニズム形成過程を一般化する試みは、論が展開されるにつれ逆説的に同県の特異性を浮き彫りする。

以下ではまず本書の概要を整理し、次に評価と課題を指摘する。

I 本書の構成と内容

本書の構成は以下の通りである。

序章

第1章 県知事の政治的地位と県党委員会との関係——ヴィエンチャン県を事例に

第2章 党の政策変更と地方行政の形成過程

第3章 県知事制形成の背景——ヴィエンチャン県党委員会の変遷

第4章 県知事と県党委員会の財務への影響力——ヴィエンチャン県の予算管理制度

第5章 県知事と県党委員会による地方人事の統制——ヴィエンチャン県の事例

第6章 プロジェクト形成における県知事と県党委員会の職掌分担——ヴィエンチャン県の計画・事業管理

終章

序章では、ヴィエンチャン県を事例に4つの時代区分（1975～81年、1982～88年、1989～95年、1996年以降）に沿って、党による県知事制を通じた地方支配メカニズムを解明するとの研究目的が提示される。ヴィエンチャン県は治安面で不安を抱え他県に比べ党組織の形成が遅れ、また党中央による地方形成の実験場であったことから、地方支配メカニズム形成過程の一般化にとって有用な事例だと位置づけられる。

第1章では、県知事の地位や県党委員会の構成等の分析から、党中央が県知事を通じて地方党委員会を統制するメカニズムが論じられる。党政治局は信頼できる党中央執行委員を県党書記兼知事に派遣している。そして、県党書記は拒否権等を通じて県党常務委員会を統率し、県知事は行政全般や県の軍事・治安を統括し地方を統制しているのである。

第2章では、4つの時代区分に沿って各時期の地方行政の特徴が考察され、中央・地方関係の変化と1991年の制度改革の背景が描かれる。党は体制強化と治安維持、経済建設、一党支配体制の維持、貧困削減という各時期の課題に応じて地方行政を変化させてきた。中でも1980年代後半の地方分権化による経済管理の混乱やソ連・東欧の民主化は、1991年の制度改革（＝中央集権化）のきつ

かけとなった。

第3章では、ヴィエンチャン県の事例から県知事制導入の背景等が論じられる。同県では治安問題から党組織の形成が遅れ、党中央は党中央執行委員を県党書記兼人民行政委員長に任命し統制するが、1980年代末に県党書記の専制的支配が経済行政に混乱をもたらした。1991年の県知事制導入以降、県は徐々に治安を回復し2005年には全国党大会前に初めて県党大会を開催した。つまり県知事制には治安問題対応という側面もあったのである。

第4章では、県知事と県党委員会による予算管理制度を通じた統制について考察される。党は中央集権化を維持しつつも1990年代後半から財政面の分権化を行い、県予算に地方出先機関の歳出予算を編入するとともに県知事に歳出権を付与する。この背景には人事管理と給与の支払いを連動させるとともに、財政管理において県知事と地方党委員会の裁量権を拡大し地方を統制する狙いがあった。

第5章では、県知事と県党委員会による地方職員の人事統制が考察される。1991年の制度改革では部門別管理制度が導入され、中央省庁が地方に直接の出先機関を置き、県局長クラスの人材を派遣できるようになった。一方で、県知事と県党組織委員会も地方の人材を県局長に推薦でき、県党組織委員会には中央派遣職員を管理する役割も付与された。つまり、人事においても県知事と地方党委員会に一定の権限が残されたのである。

第6章は、県知事と県党委員会の権限から、1990年代後半以降の計画・事業過程における分権化が論じられる。党は中央管理原則を維持しながらも、事業形成、管理、実施において県知事と県党常務委員会の権限を拡大した。この背景には地方の主體的な経済開発を推進するとともに治安維持対策があった。ヴィエンチャン県の事例からは、知事が革命根拠地や少数民族を対象に政治性の高い事業を形成していることが示される。

終章では、各章での議論が整理されるとともに今後の展望が述べられる。本書の分析からは、治安問題を背景に党が県知事制を導入したこと、またそれを通じて地方を支配するメカニズムがヴィ

エンチャン県の予算、人事、公共投資事業の形成・管理過程から明らかにされた。しかし今後は憲法が改正され地方議会が設置される予定であり、住民参加を促進する制度導入の可能性が指摘される。

II 評価と課題

本書の貢献は、1950年代から2000年代半ばまでのヴィエンチャン県における地方行政制度形成過程を詳細に明らかにしたことである。特に1990年代後半の地方分権化以降、県知事と県党委員会が財務・予算管理、人事、事業形成・実施過程でどのような権限を有し地方統制を行っているかを示した点は、党による地方管理の実態解明において大きな手がかりとなる。

しかし本書は方法論と論証においていくつかの問題を抱えている。以下では主に3つの問題を指摘する。

最大の問題は単一事例の扱いである。著者は、ヴィエンチャン県が治安問題を抱え党組織の形成が遅れたこと、そして地方行政の実験場であったことを理由に一般化に適した事例だと主張する(pp. 22-23)。しかし、1991年に全国に14あった党员ゼロ区の内6つはヴィエンチャン県にあり(p. 96)、また同県は他県と異なり治安問題から1990年代まで県党大会を開催できず、全国党大会前に県党大会を開催できたのは2005年になってからと非常に遅い。そのような事実は著者の主張とは反対に、ヴィエンチャン県の特異性を浮き彫りにする。

また著者は聞き取り調査に基づき、ヴィエンチャン県が地方行政の実験場だったと主張するが、そうであれば同県での実験が他県に時間的に先行しているはずである。しかし試行と位置づけられた1983年の県党書記と人民行政委員長の分離は、同時期に8県で行われていた[山田 2011: 61]。また1986年の党大会以降、ヴィエンチャン県では党中央執行委員が県党書記と人民行政委員長を兼任するが、1987年7月時点で1市・7県で兼任体制は採用されていなかった。ルアンナムター県やウドムサイ県は兼任体制から分離体制にシフトし、ヴィエンチャン県とは反対の方向に進んだ[同上

書: 63]。つまりヴィエンチャン県での実験は他県に時間的に先行しておらず、共変関係もみられない。

以上から、ヴィエンチャン県は一般化に適した事例というよりも、治安問題からもっとも地方行政の形成が遅れた逸脱事例と考えられる。しかし本書は、逸脱事例による理論や仮説の検証という分析手法ではなく、単一事例の記述に終始している。いずれにしろ一般化を試みるには、ヴィエンチャン県の事例で得られた知見を、治安問題を早期に解消した南部やベトナム国境沿いの県で検証する必要がある。その作業を抜きにヴィエンチャン県の事例から一般化することは難しい。

第2の問題は、党管理メカニズムの連続性と非連続性についてである。著者の主張は、1991年の憲法制定により県知事制が導入され、党中央執行委員を県知事と県党書記に派遣することで地方統制メカニズムが形成されたということである。しかし拙稿[同上書: 60-68]は、党中央執行委員を県党書記や県人民行政委員長に派遣することが1980年代初頭からすでに実施され、1980年代中頃には17県中11県で党中央執行委員が県党書記を兼任し、またその全員ではないが同じく11県で党中央執行委員が人民行政委員長を兼任していたことを明らかにした。つまり、中央執行委員を地方の党と行政のトップに派遣し統制するという管理メカニズムの原型は、1980年代中頃には出来上がっていたのである。一部の県で異なる制度が採用されたのは、県の事情(例えば著者の主張する治安問題)によるものだろう。それは1991年の県知事制導入後も同じであり、中央執行委員による県党書記と知事の兼任体制が全県で実現したのは2001年になってからである。著者はこのように1980年代から続く党の地方管理メカニズムの連続性をどう捉え、1991年に党による地方支配メカニズムが形成されたと主張するのだろうか。

実は著者自身も1980年代と90年代以降の連続性を示唆している。それは、1980年代に地方人民議会が機能せず、ヴィエンチャン県でも実質的に党中央執行委員が県党書記と人民行政委員長を兼任し地方を統制していたとの記述からも裏付けられる。しかし著者は1980年代の「実態はともか

く」(p.284)とし、県知事制が導入されたという制度の「非連続性」をより重視する。そしてそれが本書の中心的主張でもある。

確かに県知事制の導入は、議会・人民行政委員会制からの非連続的な制度変更である。しかし、党が中央執行委員を県の党と行政のトップに派遣するメカニズムは1980年代中頃から始まっていた。つまり、党の地方管理メカニズムには連続性(中央執行員の派遣を通じた地方全体の管理)と非連続性(党による地方行政の管理)の両面が観察できる。

おそらく著者は党と行政の融合という前提から、県知事制導入を党による地方管理メカニズムそのものの変更と捉えているのだろう。もちろん党管理制度と行政管理制度は相互依存関係にあり、一方の変更はもう一方に影響を与える。とはいえ、ラオスは党と国家が「高度に」融合しているが完全に一致しているわけではない。党と国家の完全な融合としてしまうと、アブリオリに行政管理メカニズムの変更＝党管理メカニズムの変更(その逆も然り)となり、地方管理メカニズムのどの部分が維持され、どの部分が変更されたかを正確に捉えられないのではないだろうか。

第3の問題は論述についてである。著者は「序章」で中央・地方関係と地方行政を捉える上で4つの時代区分を行っている。その一方で第2章第4節ではそれとは異なる3つの時代区分を提示する。これは読者を混乱させる。また論述の矛盾や記述の不一致も多く、情報が体系的に整理されていないという問題もある。価値ある情報が多いだけに論述の問題はもったいなく感じた。

以上厳しい評価を行ったが、これはラオス政治研究の先駆者たる著者への評者による期待の裏返しでもある。これまで評者は著者の論文から多くのことを学んだ。著者がラオス政治に関して今後どのような知見を提供してくれるのか期待したい。

(山田紀彦・アジア経済研究所)

参考文献

山田紀彦. 2011. 「ラオス人民革命党支配の確立——地方管理体制の構築過程から」『ラオス

における国民国家建設——理想と現実』山田紀彦(編), 49-90ページ所収. 千葉: アジア経済研究所.

野中 葉. 『インドネシアのムスリムファッション——なぜイスラームの女性たちのヴェールはカラフルになったのか』福村出版, 2015, xiii+224p.

I 本書の内容

近年、インドネシアでは、イスラーム式のヴェールを着用する「ムスリマ」(イスラーム教徒の女性)が目に見えて増加している。加えて、そのヴェールがカラフルなものになりつつある。それはなぜか。本書は、このような「ヴェール化」に関する素朴な疑問を分かりやすく解き明かしてくれる。著者はまず、ヴェール化を牽引してきた都市中間層の若い女性たちに焦点を当て、1980年代から現代に至るヴェール化が、様々な形態を取りつつ継続してきたという視点を持つ。この前提の上で、各時代の社会状況との関わりや、女性たち自身のイスラームとの向き合い方の変遷を捉えつつ、「女性たちのヴェール化の諸相」(p.7)を論じている。「諸相」とは、単に女性たちのイスラームとの向き合い方とヴェール着用に至るプロセスだけでない。ヴェール化に対するインドネシア社会の受け止め方や、イスラーム関連出版業界、ムスリムファッション業界、政府といった諸アクターの作用、ひいてはヴェール化から垣間見えるインドネシアのイスラームの特徴までを視野に入れ、多角的に論じている。以下、本書の構成と内容に入りたい。

第1章「ヴェールをめぐる様々な議論」では、ヴェールの言説、ヨーロッパや中東のヴェールに関する議論を整理し、インドネシアの女性たちのヴェール着用に関するこれまでの研究を概観している。イスラーム教徒の女性たちのヴェール着用の根拠は、イスラームの聖典であり、イスラーム教徒がその記述に従うべきとされるクルアーンの章句に求められることをおさえている。